

## あすかデイサービス重要事項説明書

### 1. 提供するサービスについての相談窓口

担当者 大高 美代子

T E L        0279-26-3307        F A X        0279-26-3308

ご不明な点がございましたら、お気軽にお申し出ください。

### 2. 事業所の概要

#### (1) 介護保険事業所番号及び通常の事業の実施地域

|            |                        |
|------------|------------------------|
| 法人の名称      | 有限会社 かがやきケアサービス        |
| 主たる事業所の所在地 | 群馬県渋川市渋川4143-1         |
| 事業所の名称     | あすかデイサービス              |
| 事業所の所在地    | 群馬県渋川市渋川4143-1         |
| 介護保険事業者番号  | 1070800865             |
| 代表者名       | 取締役 村山 真理子             |
| サービスの種類    | 指定通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業 |
| 通常の事業の実施地域 | 渋川市                    |

#### (2) 事業所の職員体制

| 職種      | 人員数  | 職務内容     |
|---------|------|----------|
| 管理者     | 1名   | 管理・監督・指導 |
| 生活相談員   | 1名以上 | 生活相談     |
| 介護職員    | 2名以上 | 身の回りの世話  |
| 看護職員    | 1名以上 | 看護       |
| 機能訓練指導員 | 1名以上 | 機能訓練     |

### 3. 事業の目的及び運営の方針

#### (1) (事業の目的)

有限会社かがやきケアサービスが開設するあすかデイサービス（以下「事業所」といいます）が行う指定通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業（以下「事業」といいます。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護・要支援状態にある高齢者（以下「利用者」といいます）に対し、適正な事業を提供することを目的とします。

#### (2) (運営の方針)

事業の提供に当たっては、利用者の心身の特徴を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の援助を行います。

事業の提供に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

### 4. 営業日及び営業時間

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりです。

営業日 月・火・木・金・土曜日

ただし 1月 1日・2日は休日とします。

営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで

サービス提供時間 午前9時から午後4時まで

延長サービス提供可能時間 提供後 午後4時から7時まで

ただし利用者のやむをえない事情によってはこの限りではありません。

### 5. 利用定員

事業所の定員は、28名とします。

### 6. 事業の内容

事業の内容は、居宅サービス計画に沿って作成された通所介護計画に基づき、次に掲げるもののうち必要なサービスを行うものとします。

- 一 身体介護
- 二 入浴介助
- 三 食事の提供
- 四 日常生活動作の機能訓練
- 五 健康状態の確認
- 六 アクティビティ・サービスの提供
- 七 日常生活における相談及び助言
- 八 送迎

## 7. 利用料等

事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額とします。（詳細な金額は「居宅サービス契約書」別紙のサービスごとに定める「契約内容説明書」に記載しておりです）

前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払いを受けるものとします。

一 食費 昼食代 600円

二 おむつ代 実費

三 通常事業の実施地域を越えて行う送迎の交通費は、通常事業の実施地域を越えた地点から居宅まで1キロあたり300円を実費請求致します。

四 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費請求致します。

前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとします。

## 8. 衛生管理等

事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとします。

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

## 9. サービスの利用に当たっての留意事項

利用者は、事業の提供を受ける際に、次の事項に留意するものとします。

利用当日の健康状態を従業者と確認し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意して頂きます。

気分が悪くなったときは速やかに申し出て頂きます。

他の利用者等の迷惑となる行為又は事業の適切な運営に支障を来すような行為は厳に慎んで頂きます。

送迎の時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合があります。

## 10. 緊急時等における対応方法

従業者は、事業の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

## 11. 非常災害対策

従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとします。

管理者は、防火管理者を専任します。

防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとします。

防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を定めるものとし、事業所はこの計画に基づき、毎年2回（春季・冬季）避難・救出訓練等を実施するものとします。

事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとします。

## 1 2. 事故発生時の対応

事業所は、事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

事業所は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとします。

事業所は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行うものとします。

事業所は、事業以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、前項に準じた必要な措置を講じるものとします。

## 1 3. 苦情処理等

事業所は、提供した事業に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情等を受け付けるための窓口を設置しています。

事業所は、前項の苦情等の内容について記録します。

| 機関名                   | 住所地・電話                                                                 |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------|
| あすかデイサービス苦情申請窓口       | 担当者 大高 美代子<br>T E L 0279-26-3307<br>受付時間 8:30~17:30(休業日を除く)            |
| 住所地の市町村窓口             | 渋川市福祉部介護保険課<br>住所 渋川市石原 80<br>T E L 0279-22-2116<br>受付時間 平日 9:00~16:30 |
| NPO 法人 権利擁護ネット はあとらんど | 住所 高崎市八千代町 3-9-8<br>T E L 027-395-6777<br>受付時間 平日 9:00~17:00           |
| 群馬県国民健康保険団体連合会        | 住所 前橋市元総社町 335-8<br>T E L 027-290-1323<br>受付時間 平日 9:00~16:30           |

## 1 4. 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとします。

虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、  
従業者への周知徹底

虐待の防止のための指針を整備

従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施

前項に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

事業所は、事業の提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとします。

## 1 5. 身体拘束等の原則禁止

事業所は、事業の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」といいます）を行いません。

事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとします。

#### 16. 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」といいます）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

#### 17. 地域との連携等

事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとします。

事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して事業を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても事業の提供を行うよう努めるものとします。

#### 18. 個人情報の保護

利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとします。

事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとします。

事業所は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約に含めるものとします。

#### 19. 研修の機会の確保

事業所は、事業に携わる全ての従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除きます）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。

事業所は、従業員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制の整備を行うものとします。

採用時研修 採用後3か月以内

継続研修 年2回

#### 20. 第三者評価実施状況の有無 無

#### 21. その他運営に関する重要事項

事業所は、事業に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。

事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより全ての従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

この事項に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、有限会社かがやきケアサービスと事業所の管理者との協議により定めるものとします。

介護報酬改定・介護保険改正に伴い、加算・減算が追加となることがあります。

## 重要事項の説明確認

居宅サービスの提供にあたり、利用者に対して契約書及び書面に基づいて、重要な事項を説明し同意を受け交付しました。

事業者住所 群馬県渋川市渋川 4 1 4 3 - 1

事業者名称 有限会社 かがやきケアサービス

代表者氏名 村 山 真 理 子 印

事業所住所 群馬県渋川市渋川 4 1 4 3 - 1

事業所名称 あすかデイサービス

管理者氏名 大 高 美 代 子 印

説明者氏名 大 高 美 代 子 印

私は、契約書及び本書面により、事業所から居宅サービスについての重要事項の説明を受け同意し交付を受けました。

令和      年      月      日

利用者 住 所

氏 名

代筆者                  住 所

続柄

氏 名

代理人 住 所

続柄

氏 名